

1 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に即して、本市の特定間伐等促進区域の範囲を次（別図）のとおりとする。

2 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、106,800ha（年平均10,680ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で2,500ha（年平均250ha）の間伐を行うことを、本湯沢市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。